

徳島県情報公開審査会答申第100号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成21年4月23日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「六法全書、県庁の六法全書の一式 ボランティア活動の文章の返事の返しんのきよひした理由、文しよ 私をバカにした理由」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成21年5月7日、実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成21年5月22日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成21年7月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 県庁の職員の人力が少ないので、ボランティアの手伝いが必要なのに、職員がそれに協力しなくてよいのか。そういうことでは、手伝う人が嫌になって協力しなくなる。

- (2) 県の職員では隅から隅までできないことがいっぱいある。県民市民に協力してもらったら何でもしやすい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件請求に至る経緯

平成21年4月23日、異議申立人は、南部総合県民局に来庁し、自然環境課が募集しているウミガメ監視員のボランティアの応募用紙を提示し、同局企画振興部県民生活担当（以下「県民生活担当」という。）から自然環境課に送付するよう要求した。

県民生活担当は、当該応募用紙の提出先が自然環境課であること、異議申立人の個人的な提出文書であり誤送付があってはいけないこと等を考慮し、異議申立人が直接自然環境課に提出するよう申し述べた。

異議申立人は、上記対応（以下「本件対応」という。）に不満をもち、その場で本件請求を行った。

2 本件処分の理由

- (1) 「六法全書、県庁の六法全書の一式」の請求部分について

ア 当該請求部分について、対象公文書の特定が困難であったため、本庁企画総務部総務課において異議申立人に確認したところ、異議申立人から、「この部分は、南部総合県民局県民サービスセンターの業務マニュアルである。」との供述があった。そこで、県民生活担当は、上記供述に基づき、本件請求に対する決定を行った。

イ 南部総合県民局には県民サービスセンターが置かれており、県民生活担当の職員がその業務に従事している。

しかしながら、「南部総合県民局県民サービスセンターの業務マニュアル」については作成されていない。

したがって、当該請求部分にかかる公文書は存在しない。

ウ なお、仮に、当該請求部分を、請求書記載内容から客観的に対象公文書を特定した場合、各種法令書籍が該当すると思料されるが、これらはいずれも「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」であり、条例第2条第2項ただし書第2号の規定により、条例の対象公文書から除外されることとなる。

このことから、仮に、当該請求部分について、対象公文書を請求書記載内容から客観的に特定したとしても、条例第7条第3号の規定により、公開請求を拒否

することとなるため、結論においては妥当であると思料する。

- (2) 「ボランティア活動の文章の返事の返しのきょひした理由、文しよ 私をバカにした理由」の請求部分について

ア 当該請求部分は、上記1に示す本件対応に関し、その理由を記載した公文書の公開を求めている。

イ しかしながら、一般論として、特定の来庁者の窓口における言動等を予測し、これに対する窓口での具体的な対応及びその理由説明を記載した公文書を、事前に作成しておくことは不可能であり、本件対応についても同様である。

実際、県民生活担当において、本件対応に先立ち、本件対応の理由説明を記載した文書（以下「本件文書」という。）を作成した事実はない。

また、本件対応中にも、本件対応後にも、本件文書を作成した事実はない。

したがって、本件請求に係る公文書は存在しない。

ウ そもそも条例上の公文書とは、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう（条例第2条第2項）。

仮に、本件対応中に本件文書が作成されたとしても、本件請求のなされた時点では、未だ「組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している」状況に至っていないのであるから、本件請求にかかる条例上の公文書には成り得ないものと解する。

また、本件対応後に本件文書が作成されたとしても、この場合、本件請求のなされた時点においては、未だ存在すらしていないのであるから、本件請求にかかる条例上の公文書と成り得ないのは明らかである。

- (3) 結論

以上のことにより、本件請求に係る公文書を保有していないことを理由に、公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

- (1) 「六法全書、県庁の六法全書の一式」の請求部分について

ア 実施機関の説明によると、実施機関が異議申立人に当該請求部分の趣旨を確認したところ、異議申立人から、「この部分は、南部総合県民局県民サービスセン

ターの業務マニュアルである。」との供述があったことから、「南部総合県民局県民サービスセンター業務マニュアル」(以下「業務マニュアル」という。)を対象公文書となり得るものと特定した上で、業務マニュアルは作成していないため、条例第7条第2号の規定に基づき、公開請求を拒否したとのことである。

この点につき、異議申立人からの反論がないことから、当審査会としては、上記実施機関の主張を採用すべきものと認める。

そして、業務マニュアルの作成を義務づける法令等の規定は何ら存在しないことから、これが作成されていないとしても、格別不自然・不合理な点があるとは認められない。

以上により、当該請求部分に係る実施機関の判断は、妥当なものとして認められる。

イ なお、仮に、上記実施機関の主張を採用せず、対象公文書を当該請求部分から客観的に判断すれば、実施機関において保有する各種法令書籍を特定すべきと考えられる。

しかしながら、実施機関において保有する各種法令書籍は、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」であり、条例第2条第2項第2号により、条例の対象公文書から除外されることから、当該請求部分に対しては、条例第7条第3号の規定に基づき、公開請求を拒否すべきこととなる。

したがって、この場合であっても、当該請求部分にかかる実施機関の判断は、結論において、妥当なものである。

(2) 「ボランティア活動の文章の返事の返しんのきょひした理由、文しよ 私をバカにした理由」の請求部分について

ア 実施機関の説明によれば、当該請求部分は、上記第4-2-(2)に示すとおり本件文書の公開を求めている、とのことである。

この点につき、異議申立人からの反論がないことから、当審査会としては、上記実施機関の主張を採用すべきものと認める。

以下、実施機関の判断に不自然・不合理な点がないか検証する。

イ 文書作成義務からの検証について

実施機関における公文書の作成については、徳島県公文書管理規則第5条において、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定められている。さらに、徳島県文書規程第8条では、「文書による意思決定は、立案によって行うものとする。」とされ、同規程第9条は、「立案は、立案用紙によってしなければならない。」と定められている。

いわゆる窓口における来庁者とのやりとりに関する記録は、一般的には「相談記録」や「協議文書」の範疇に含められる文書であると思料されるが、当該文書は、相談・協議の内容の報告等を行うために作成されるものであり、当該文書自

体は、意思決定を行うための文書そのものではないと考えられる。

よって、「相談記録」や「協議文書」の範疇に含まれる文書については、特段の事情のない限り、文書作成義務までは課されていないものと認められる。

本件文書についても、上記特段の事情は認められず、文書作成義務が課されているとは考えられないことから、実施機関がこれを作成していないとしても、格別不合理な点はない。

ウ 文書作成時点からの検証について

(ア) 本件対応前に、本件文書を作成することについて

客観的に見て、特定の個人が予約なしに来庁することを事前に予測し、そこでの具体的な対応方法及び理由について事前に公文書として作成しておくことは不可能である。

本件対応についても、異議申立人の突然の来庁に関して行われたものであり、本件文書が本件対応以前に作成されていなかったとしても、格別不自然なところはない。

(イ) 本件対応時に、本件文書を作成することについて

本件対応の最中、つまり、本件対応を開始してから本件請求がなされるまでに、本件文書を作成することにも、相当無理があるものであり、作成されていなかったとしても格別不自然なところはないものである。

もっとも、仮に作成されていたとしても、本件対応直後に行われた本件請求の時点においては、未だ、組織的に用いるものとして実施機関において保有されている状態にあるとは認められないため、本件請求にかかる対象公文書にはならない。

(ウ) 本件対応後に、本件文書を作成することについて

本件請求がなされた後に、本件文書を作成していた場合についてであるが、この場合、窓口対応文書の作成そのものは十分可能ではある。

しかしながら、公文書公開制度は、公文書の公開請求がなされた時点において、実施機関が保有する公文書をありのままに公開することを原則とするものである。

このことから、実施機関としては、公文書公開請求がなされた時点において、保有する公文書を特定すれば足りるものと解する。

したがって、仮に本件請求後に本件文書を作成していたとしても、本件請求にかかる対象公文書にはならない。

エ 以上により、本件文書が不存在であるとする実施機関の説明に、格別不自然・不合理な点があるとは認められないことから、当該請求部分に係る実施機関の判

断は妥当なものというほかない。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成21年 7月28日	諮問
8月10日	実施機関からの理由説明書を受理
8月25日	審議（第69回審査会）
10月16日	異議申立人からの口頭意見陳述、審議（第71回審査会）
12月18日	審議（第73回審査会）
平成22年 1月28日	審議（第74回審査会）